

2001年1月11日
(平成13年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

固定資産税土地評価業務に必要な図面を「公図」から「電子データで作成した評価図」に変更することに伴うコンピュータ利用について（答申）

2000年（平成12年）12月6日付けで諮問された、固定資産税土地評価業務に必要な図面を「公図」から「電子データで作成した評価図」に変更することに伴うコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は、次のとおりである。

- (1) 固定資産税の土地の評価は、地積については土地登記簿に登記されている地積を使用し、地目や間口・奥行・形状等の状況については当該地の現況及び利用目的に重点を置き、一体をなしている画地ごとに認定するものとされている。
- (2) 課税資料としては、地積以外は現況によるものとされており、本市では地目の認定には毎年航空写真を撮影して課税客体の把握につとめているが、間口・奥行・形状等の状況については公図を使用し手作業で計測して土地評価を行っている。

公図については部分的に区画整理が完了した地域などでは現況と一致しているが、大部分の地域では現況に即していない。

しかし、公図を評価図として使用しているのは、他に全市的な統一的課税資料がないためである。

また、資産情報の検索についても明細地図から場所を確認し、公図を見て正

確な地番を確認し初めて情報へ到達するため非常に時間がかかる。

- (3) 電子データで作成した評価図とは、航空三角測量で作成した電子データを基本として、筆ごとの位置関係や形状・地番を確定する上で重要な公図データ、土地分筆登記の測量図データ、固定資産税の課税データを参考として作成した筆ごとの区割り線が入った図面であり現況に即している。
- (4) このようなことから、公図を電子データで作成した評価図に変更することにより、評価図が現況に即したものになるため、より一層の適正課税につながる。
また、評価図と資産情報が一体化することにより、地図から直接資産情報が得られるので、市民からの問い合わせの際、検索時間が短縮され市民サービスの向上にもつながる。
- (5) 日常的な処理体制及び安全対策としては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づきデータ保護管理を行うものとする。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- (1) コンピュータ利用の必要性
電子データで作成した評価図は現況に即しているが、公図による現況の把握、特に間口・奥行の計測や想定整形地の設定による蔭地割合などの計算は判例でも否定され、既に全国的には公図を利用した評価を脱却しており、近隣においても評価図を電子データ化し、パーソナルコンピュータを使用して評価を行っているところが多く見られることから、コンピュータ利用の必要性は認められる。
- (2) 取り扱う個人情報の範囲
コンピュータで取り扱う項目は、次に掲げる事項となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。
住所、氏名、地番、地目、地積、価格、課税標準、間口、奥行、補正率、蔭地割合、想定整形地
- (3) 他のファイルとの結合
本業務におけるシステムは、事業主管課において単体のパーソナルコンピュータを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合はなく、個人情報の加工処理はされないと考えられる。
- (4) 安全対策
本業務の処理に当たっては、個人情報の保護及び安全対策のために必要な事項を定めた「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上